

## 航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A 1 次に掲げるもののうち、電波法に規定する「無線局」の定義として正しいものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人及び無線設備の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 2 免許人、無線設備及び無線設備の操作又はその監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 3 無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A 2 次の記述は、無線局の免許の欠格事由について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

次のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

- A □ に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者  
 第75条又は第76条第3項(第4号を除く。)若しくは第4項(第5号を除く。)の規定により無線局の □ B □ の日から2年を経過しない者  
 第27条の15第1項(第3号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者  
 第76条第5項(第3号を除く。)の規定により第27条の18第1項の登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

- | A          | B               |
|------------|-----------------|
| 1 電波法      | 免許の取消しを受け、その取消し |
| 2 電波法      | 免許を拒否され、その拒否    |
| 3 電波法又は放送法 | 免許の取消しを受け、その取消し |
| 4 電波法又は放送法 | 免許を拒否され、その拒否    |

A 3 次に掲げる記号で表示する電波の型式のうち、電波の主搬送波の変調の型式が「振幅変調であって両側波帯」、主搬送波を変調する信号の性質が「アナログ信号である単一チャンネルのもの」及び伝送情報の型式が「電話(音響の放送を含む。)」であるものを電波法施行規則の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 A3E                      2 H2B                      3 J3E                      4 F3E                      5 A3X

A 4 次の記述は、航空無線通信士の資格を有する者の行うことができる無線設備の操作の範囲について、電波法施行令の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空無線通信士の資格の無線従事者は、次に掲げる無線設備の操作を行うことができる。

- (1) 航空機に施設する無線設備並びに航空局、航空地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作(モールス符号による通信操作を除く。)  
 (2) 次に掲げる無線設備の □ A □  
 ア 航空機に施設する無線設備  
 イ 航空局、航空地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備で空中線電力 □ B □ 以下のもの  
 ウ 航空局及び航空機のための無線航行局のレーダーでイに掲げるもの以外のもの  
 航空無線通信士の資格の無線従事者は、 □ C □ アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作を行うことができる。

- | A              | B      | C   |
|----------------|--------|-----|
| 1 外部の調整部分の技術操作 | 500ワット | 第三級 |
| 2 外部の調整部分の技術操作 | 250ワット | 第四級 |
| 3 技術操作         | 500ワット | 第四級 |
| 4 技術操作         | 250ワット | 第三級 |

A 5 次の記述は、時計及び業務書類等の備付け並びに時刻の照合について、電波法及び無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局には、正確な時計及び□Aを備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。  
 の時計は、その時刻を□B中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならない。

- |   |   |
|---|---|
| <p><b>A</b></p> <p>1 総務省令で定める書類</p> <p>2 総務省令で定める書類</p> <p>3 無線検査簿、無線業務日誌その他総務省令で定める書類</p> <p>4 無線検査簿、無線業務日誌その他総務省令で定める書類</p> | <p><b>B</b></p> <p>毎日正午及び午後8時の2回</p> <p>毎日1回以上</p> <p>毎日正午及び午後8時の2回</p> <p>毎日1回以上</p> |
|---|---|

A 6 次の記述は、運用義務時間について、電波法及び無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

義務航空機局及び航空機地球局は、総務省令で定める時間運用しなければならない。

の規定による義務航空機局の運用義務時間は、□Aとする。

の規定による航空機地球局の運用義務時間は、次の区分に従い、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うもの  
 その航空機が別に告示する区域を航行中常時
- (2) 航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないもの  
 運用可能な時間

航空局及び航空地球局（陸上に開設する無線局であって、人工衛星局の中継により航空機地球局と無線通信を行うものをいう。）は、□B運用しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

- |   |   |
|---|---|
| <p><b>A</b></p> <p>1 その航空機の航行中常時</p> <p>2 その航空機の航行中常時</p> <p>3 責任航空局が指示する時間</p> <p>4 責任航空局が指示する時間</p> | <p><b>B</b></p> <p>常時</p> <p>航空機が自局の責任に係る区域を航行している時間中常時</p> <p>常時</p> <p>航空機が自局の責任に係る区域を航行している時間中常時</p> |
|---|---|

A 7 次の記述は、義務航空機局の無線設備の機能試験について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

義務航空機局においては、□Aその無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。

義務航空機局においては、□B使用するたびに1回以上、その送信装置の□C並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <p><b>A</b></p> <p>1 その航空機の飛行前に</p> <p>2 その航空機の飛行前に</p> <p>3 毎日1回以上、</p> <p>4 毎日1回以上、</p> | <p><b>B</b></p> <p>2,000時間</p> <p>1,000時間</p> <p>2,000時間</p> <p>1,000時間</p> | <p><b>C</b></p> <p>有効通達距離</p> <p>出力及び変調度</p> <p>出力及び変調度</p> <p>有効通達距離</p> |
|---|---|---|

A 8 次の記述は、航空移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

呼出しは、順次送信する次に掲げる事項によって行うものとする。

- (1) 相手局の呼出名称 □A
- (2) 自局の呼出名称 □B

応答は、順次送信する次に掲げる事項によって行うものとする。

- (1) 相手局の呼出名称 □C
- (2) 自局の呼出名称 □D

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| <p><b>A</b></p> <p>1 3回</p> <p>2 3回以下</p> <p>3 3回以下</p> <p>4 1回</p> | <p><b>B</b></p> <p>3回</p> <p>3回以下</p> <p>1回</p> <p>1回</p> | <p><b>C</b></p> <p>3回</p> <p>1回</p> <p>3回以下</p> <p>1回</p> | <p><b>D</b></p> <p>3回</p> <p>1回</p> <p>1回</p> <p>1回</p> |
|---|---|---|---|

A 9 次のアからキまでの通信は、航空移動業務及び航空移動衛星業務において取り扱う通信（ノータムに関する通信を除く。）を示したものである。これらの通信の優先順位が高いものから順に正しく配列されているものを無線局運用規則の規定に照らし下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ア 航空機の安全運航に関する通信
- イ 気象通報に関する通信（航空機の安全運航に関する通信を除く。）
- ウ 遭難通信
- エ 無線方向探知に関する通信
- オ 緊急通信
- カ 航空機の正常運航に関する通信
- キ アからカまでに掲げる通信以外の通信

- 1 ウ - ア - オ - エ - カ - イ - キ
- 2 ウ - オ - ア - カ - イ - エ - キ
- 3 ウ - オ - エ - ア - イ - カ - キ
- 4 ウ - ア - オ - イ - エ - カ - キ

A-10 次の記述は、遭難通信に関して述べたものである。電波法の規定に照らし誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 2 無線通信の業務に従事する者が遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。遭難通信の取扱いを妨害した者も、同様とする。
- 3 航空局及び航空機局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して直ちにこれに应答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 4 航空局及び航空機局は、遭難信号又は電波法第5条第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。

A 11 次の記述は、航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し应答した航空局又は航空機局のとるべき措置について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し应答した航空局又は航空機局は、次の□から□まで（航空機局にあつては、□）に掲げる措置をとらなければならない。

直ちに□A□に緊急の事態の状況を通知すること。

緊急の事態にある航空機を□B□に緊急の事態の状況を通知すること。

必要に応じ、当該緊急通信の宰領を行うこと。

- | A           | B     |
|-------------|-------|
| 1 捜索救難の機関   | 所有する者 |
| 2 捜索救難の機関   | 運行する者 |
| 3 航空交通管制の機関 | 所有する者 |
| 4 航空交通管制の機関 | 運行する者 |

A 12 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について、国際電気通信連合憲章の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、□A□、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に应答し、及び□B□必要な措置をとる義務を負う。

- | A                                | B         |
|----------------------------------|-----------|
| 1 自国の領域及びその上空並びに公海上において発せられた場合には | 実行可能な場合には |
| 2 自国の領域及びその上空並びに公海上において発せられた場合には | 直ちに       |
| 3 いずれから発せられたかを問わず                | 実行可能な場合には |
| 4 いずれから発せられたかを問わず                | 直ちに       |

A 13 免許状に記載した事項に変更を生じたときに免許人がとるべき措置として正しいものはどれか、電波法の規定に照らし下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 速やかに免許状を訂正し、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 その免許状を訂正することについて、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 4 1箇月以内にその免許状を返納し、再交付を受けなければならない。

A 14 総務大臣が、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができるのはどの場合か、電波法の規定に照らし正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人が、不正な手段により呼出名称、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- 2 免許人が、正当な理由がないのに当該無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
- 3 免許人が、電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 4 無線局の発射する電波の質が、総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

B 1 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された □ア□ の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信                      (2) 緊急通信                      (3) 安全通信                      (4) 非常通信                      (5) 放送の受信  
(6) その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合には、□イ□、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状等に記載された □ウ□ であること。  
(2) 通信を行うため □エ□ であること。

無線局は、免許状に記載された □オ□ 内でなければ運用してはならない。ただし、□の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- |                |           |                      |
|----------------|-----------|----------------------|
| 1 通信の相手方又は通信事項 | 2 もの      | 3 目的又は通信の相手方若しくは通信事項 |
| 4 ものの範囲内       | 5 無線設備    | 6 運用許容時間             |
| 7 十分なもの        | 8 必要最小のもの | 9 運用義務時間             |
| 10 無線設備の設置場所   |           |                      |

B 2 次の記述は、一方送信について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

航空機局は、その受信設備の故障により □ア□ と連絡設定ができない場合で一定の □イ□ における報告事項の通報があるときは、当該 □ア□ から指示されている電波を使用して一方送信により当該通報を送信しなければならない。

無線電話により の規定による一方送信を行うときは、「 □ウ□ 」の略語又はこれに相当する他の略語を前置し、当該通報を □エ□ しなければならない。この場合においては、当該送信に引き続き、次の通報の □オ□ を通知するものとする。

- |                  |                     |          |          |
|------------------|---------------------|----------|----------|
| 1 受信設備の故障による一方送信 | 2 時刻                | 3 時刻又は場所 | 4 送信周波数  |
| 5 反復して送信         | 6 送信                | 7 責任航空局  | 8 送信予定時刻 |
| 9 一方送信           | 10 航空無線電話通信網に属する航空局 |          |          |

B 3 次の記述は、緊急通信を受信した場合の措置について、電波法及び無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。  
□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、無線電話による緊急信号を受信したときは、**ア**を行う場合を除き、少なくとも**イ**継続してその緊急通信を受信しなければならない。この場合において、緊急通信が行われなかつ又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。

の緊急通信が**ウ**行われるものでないときは、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、の規定にかかわらず**エ**の電波により通信を行うことができる。

航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちに**オ**に通報する等必要な措置をしなければならない。

- |                  |                        |       |
|------------------|------------------------|-------|
| 1 自局に対して         | 2 緊急通信に使用している周波数以外の周波数 | 3 5分間 |
| 4 遭難通信           | 5 航空交通管制の機関            | 6 3分間 |
| 7 自局の近くで         | 8 その航空局、航空地球局又は航空機の責任者 |       |
| 9 航空機の安全運航に関する通信 | 10 責任航空局が許可した周波数       |       |

B 4 次の記述は、無線検査簿について述べたものである。電波法施行規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

**ア** 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

**イ** 再免許を受けた無線局は、従前の無線局の無線検査簿をそのまま継続して使用するものとする。

**ウ** 免許人は、使用を終わった無線検査簿を使用を終わった日から2年間保存しなければならない。

**エ** 無線検査簿は、当該無線局に備え付けておくことが困難であるか又は不合理であるものについては、総務大臣が別に指定する場所に備え付けておくことができる。

**オ** 無線検査簿は、その記載を要する事項が電波法施行規則別表において定められているが、その様式は定められておらず、適宜のものとするすることができる。

B 5 次に掲げるもののうち、電波法の規定により無線局の免許人が総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない場合に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

**ア** 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めるとき。

**イ** 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。

**ウ** 航空局において、航空機局にあてる通信その他航空機の航行の安全に関する通信であつて、急を要するものを送信するために他の航空局との間の通信を行ったとき。

**エ** 無線局が外国において、当該国の主管庁による検査を受けたとき。

**オ** 人命の救助又は人の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼす犯罪の捜査若しくはこれらの犯罪の現行犯人若しくは被疑者の逮捕に関し急を要する通信を行ったとき。

B 6 次の記述は、一般的な通信手続について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。  
□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

航空局との通信連絡は、通則として、航空機局から行う。このため、航空機局は、航空局の指定運用区域内に入った場合に限り、その航空局を呼び出すことができる。

指定運用区域とは、個々の業務を提供するために運用上必要とされる空間であり、その設備について周波数保護が与えられるものをいう。

航空機局にあてる通信を有する航空局は、その航空機局が聴守中であり、かつ、**ア**にあると認められるときは、その航空機局を呼び出すことができる。

航空局は、複数の航空機局から非常に近接した呼出しを受けたときは、それらの航空機局が通信を伝送することができる**イ**を決定する。この決定は、第44条（通信の優先順位の規定をいう。）の優先順位に基づいて行う。

航空局が、**ウ**に介入することを必要と認めるときは、航空機局は航空局の指示に従う。

局は、伝送する前に、その伝送が、現に行われている通信に混信を与えないこと及び被呼出局が他局と通信していないことを確保するよう注意する。

航空局に対して無線電話呼出しを行ったが、応答を受信しない場合には、その後、その局に対する呼出しを行う前には少なくとも**エ**の間隔を置くものとする。

航空機局は、呼出しと呼出しの間に**オ**してはならない。

- |           |                  |        |                 |
|-----------|------------------|--------|-----------------|
| 1 順序      | 2 航空機局相互間の通信     | 3 30秒間 | 4 その航空局の指定運用区域内 |
| 5 搬送波を輻射  | 6 航空機の安全運航に関する通信 | 7 時刻   | 8 10秒間          |
| 9 応答可能な状態 | 10 試験電波を発射       |        |                 |